

公会堂条例（平成17年岩手県条例第23号）第8条第2項の規定により、岩手県公会堂の利用料金を次のとおり承認した。

令和7年8月1日

岩手県知事 達 増 拓 也

- 1(1) 表1に掲げる額（附属の設備を使用する場合にあっては、同表に掲げる額に表2に掲げる額を加算した額）。ただし、学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定する学校、同法第124条に規定する専修学校若しくは同法第134条第1項に規定する各種学校、特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第2条第2項に規定する特定非営利活動法人又は県内において文化芸術活動を行う団体が行事等において大ホールを使用する場合（興行等割増料を徴収する場合に該当する場合を除く。）にあっては、当該額の6割に相当する額
- (2) (1)により算出した額に10円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額

表1 施設の利用料金

区 分	普通利用料金						特別利用料金
	9時から12時まで	13時から17時まで	17時30分から21時30分まで	9時から17時まで	13時から21時30分まで	9時から21時30分まで	
大ホール	円 7,390	円 19,280	円 23,000	円 26,670	円 31,710	円 34,750	1 暖房料（ギャラリーを使用する場合を除く。） 暖房を使用する期間においては、普通利用料金の額の5割（特別室及び応接室については、1割）に相当する額を別に徴収する。 2 休日割増料 日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を使用する場合においては、普通利用料金及び暖房料の額の合算額（以下「合算額」という。）の2割に相当する額を別に徴収する。 3 興行等割増料 使用者が興行等により入場料、会費又はこれらに類する料金（その額が1人当たり500円未満の場合を除く。）を徴収する場合においては、普通利用料金の額の5割に相当する額を別に徴収する。 4 時間外利用料 やむを得ない理由により21時30分を超えて使用した場合においては、超過時間が30分以上1時間未満のときは合算額の3割に相当する額、1時間以上のときは合算額の5割に相当する額を別に徴収する。
11号室	1,040	1,380	1,910	2,420	2,490	3,040	
12号室	1,040	1,380	1,910	2,420	2,490	3,040	
13号室	710	1,040	1,380	1,750	1,840	2,200	
14号室	1,040	1,380	1,910	2,420	2,490	3,040	
15号室	1,040	1,380	1,910	2,420	2,490	3,040	
16号室	1,040	1,380	1,910	2,420	2,490	3,040	
17号室	710	1,040	1,380	1,750	1,840	2,200	
18号室	710	1,040	1,380	1,750	1,840	2,200	
21号室	2,340	3,680	5,710	6,020	7,040	8,230	
22号室	1,040	1,380	1,910	2,420	2,490	3,040	
23号室	710	1,040	1,380	1,750	1,840	2,200	
24号室	710	1,040	1,380	1,750	1,840	2,200	
25号室	710	1,040	1,380	1,750	1,840	2,200	
26号室	2,520	4,160	6,220	6,680	7,780	9,030	
特別室	2,190	3,180	4,530	5,370	5,780	6,940	
応接室	1,560	2,520	3,680	4,080	4,650	5,420	
ギャラリー	850	1,250	1,720	2,100	2,230	2,670	

備考 大ホールの舞台のみを使用する場合の利用料金は、普通利用料金に特別利用料金を加算した額の3割に相当する額とする。

表2 附属の設備の利用料金

区 分		単 位	附属の設備の利用料金						
			9時か ら12時 まで	13時か ら17時 まで	17時30 分から 21時30 分まで	9時か ら17時 まで	13時か ら21時 30分ま で	9時か ら21時 30分ま で	
舞台 設備	金びょうぶ	1 双	円 2,130	円 2,130	円 2,130	円 4,260	円 4,260	円 6,390	
	銀びょうぶ	1 双	2,130	2,130	2,130	4,260	4,260	6,390	
	白びょうぶ	1 双	2,130	2,130	2,130	4,260	4,260	6,390	
	テーブル掛	1 枚	90	90	90	180	180	270	
	取外し机	1 脚	50	50	50	100	100	150	
	普通椅子	1 脚	50	50	50	100	100	150	
	平台	1 枚	130	130	130	260	260	390	
	演台	1 台	480	480	480	960	960	1,440	
	譜面台	1 台	50	50	50	100	100	150	
	指揮台	1 個	50	50	50	100	100	150	
	上敷	1 組 (5 枚)	500	500	500	1,000	1,000	1,500	
	扇風機	1 台	500	640	640	1,140	1,280	1,780	
水平幕	1 張	720	720	720	1,440	1,440	2,160		
附属 の設 備	照明 整備	ボーダーライト (第1)	1 式	830	1,250	1,250	2,080	2,500	3,330
		ボーダーライト (第2)	1 式	800	910	910	1,710	1,820	2,620
		水平ライト	1 式	800	910	910	1,710	1,820	2,620
		ロー水平ライト	1 式	770	910	910	1,680	1,820	2,590
		アークピンスポットライト	1 台	3,020	3,680	3,680	6,700	7,360	10,380
		ロングスポットライト (1.5キロワット)	1 台	1,770	2,130	2,130	3,900	4,260	6,030
		プロジェクタースポットライト (1.5キロワット)	1 台	1,670	1,970	1,970	3,640	3,940	5,610
		ピンスポットライト (1キロワット)	1 台	910	1,100	1,100	2,010	2,200	3,110
		スポットライト (1キロワット)	1 台	910	1,100	1,100	2,010	2,200	3,110
		スポットライト (500ワット)	1 台	490	560	560	1,050	1,120	1,610
ミラーボール	1 式	720	820	820	1,540	1,640	2,360		
放送 設備	大型拡声器 (マイクロホン2本付き)	1 式	1,920	2,360	2,360	4,280	4,720	6,640	
	マイクロホン	1 本	430	500	500	930	1,000	1,430	
	ワイヤレスアンプ (マイクロホン2本付き)	1 式	1,920	2,250	2,250	4,170	4,500	6,420	
	レコードプレーヤー	1 台	500	640	640	1,140	1,280	1,780	
	テープレコーダー	1 台	1,920	2,250	2,250	4,170	4,500	6,420	
その 他の	スクリーン (大ホール)	1 張	1,400	1,400	1,400	2,800	2,800	4,200	
	スクリーン (会議室)	1 台	250	250	250	500	500	750	

	設備			
		ピアノ (大型)	1台	使用1回ごとに、使用時間が、4時間以内の場合は12,760円、4時間を超え10時間以内の場合は18,110円、10時間を超える場合は23,500円
		ピアノ (中型)	1台	使用1回ごとに、使用時間が、4時間以内の場合は4,050円、4時間を超え10時間以内の場合は5,850円、10時間を超える場合は7,900円
	電気料		1kwh までごと に	40円

2 利用料金の適用年月日

令和7年10月1日